

・第2編

風水害対策編

◆第1章 災害予防計画

全 課

第1節 風水害に強いまちづくり

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

1 総合的風水害対策の推進

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分留意する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、代替路を確保するための道路ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

2 風水害に強いまちの形成

- (1) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- (2) 町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた地域については、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (3) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- (4) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (5) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (6) 溢水、湛水等による災害発生のおそれのある区域については、都市的土地区画整理事業等、風水害に強い土地利用の推進を図る。

- (7) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクに関する情報を提供する。
- (8) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設の推進を図る。
- (9) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保を図る。
- (10) 浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (11) 浸水想定区域については、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (12) 土砂災害危険箇所等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。
- (13) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設等の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置の検討など、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (14) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び医療機関等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。
- (15) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (16) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成等及び山地災害危険地区的周知等の総合的な山地災害対策を推進する。
- (17) 農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
- (18) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進を図る。

3 風水害に対する建築物等の安全性の確保

- (1) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮

する。

- (3) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (4) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (5) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。
- (2) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションを取っておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

6 地域住民による防災組織づくり

- (1) 各区の自主防災組織などとも連携し、町からの情報及び指示が住民一人ひとりに迅速に伝達できるようにする。
- (2) 住民への防災知識の周知

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応について、平常時から住民に周知しておく。

第2節 災害発生直前対策

総務課 産業経済課 建設水道課
消防課

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」とおりである。町は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。(本章第12節「避難の受入活動計画」参照)
- (2) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める(第2編第1章第12節「避難の受入活動計画」参照)。
- (5) 避難情報の判断・伝達マニュアル(土砂災害)をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直す。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (6) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を経て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- ・所管施設の緊急点検体制の整備
- ・応急復旧体制の整備
- ・防災用資機材の備蓄
- ・水防活動体制の整備
- ・ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成(河川、農業用排水施設管理者)
- ・災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

総務課 消防課

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制

- ア 被害状況等の情報収集ルート及び被害調査担当部は、本編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、各部内の班ごとの役割分担、担当者等を各部内であらかじめ定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び住民が参加する訓練を毎年実施する。
- ウ 学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした運用計画を検討するとともに、地域住民へコミュニティーフィルム、CATVを利用した情報連絡も検討する。
- エ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 情報収集手段としてのインターネット（府内のインターネットを含む）の活用について検討する。
- カ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。
- キ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、みよたメール配信サービス、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- ク 「長野県防災情報システム」の活用により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

(2) 情報の分析整理

- ア 土砂災害の危険箇所等の自然情報、避難所及び避難経路等の防災関連情報のデータベース化を図る。
- イ 蓄積された情報をもとにした被害予測、想定訓練等データの活用方法について検討する。
- ウ 各種災害におけるハザードマップ等により、蓄積した情報を消防団等の防災関係機関及び住民に周知する。
- エ 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 通信手段の確保

(1) 町防災行政無線による情報伝達

町は、防災行政無線による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。

また、職員の無線装置操作の訓練、講習等を行うとともに、点検整備の実施により、円滑な通信の確保を図る。

(2) みよたメール配信サービス

防災行政無線を補完するシステムとして運用し、防災行政無線で放送した内容のほか、町からのさまざまな情報を伝達し、情報伝達体制の強化を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

J-ALERT（防災行政無線を利用したサイレン吹鳴、音声放送により、国が直接住民に緊急情報を伝達することができるシステム）の運用方法やシステムの仕組み等について、庁内及び住民に周知を図る。

(4) 災害情報共有システム（Lアラート）

Lアラート（町など災害関連情報の発信者と各種のメディアとの間で、災害などに関する情報を効率的に共有するシステム）の運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。

(5) 各携帯電話会社の緊急速報メールサービス

町は、ホームページ等を活用し、災害発生時に町域内にいる住民等に災害・避難情報を配信する各携帯電話会社の緊急速報メールサービスについて周知する。

町内で配信されるメールサービス

緊急速報「エリアメール」	N T T ドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報などが発信されると、N T T ドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。
緊急速報メール	K D D I (a u) 及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。

(6) 通信訓練の実施

町、防災関係機関が参加する災害時を想定した非常通信訓練を定期的に実施する。

(7) 応急対策機器の整備

衛星携帯電話、M C A 移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

(8) 通信機器の停電対策

防災行政無線等の通信施設について、停電に備え、非常用電源の確保を図る。

(9) 災害時優先電話の登録・活用

町は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話（株）長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。

第4節 活動体制計画

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。

また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

1 職員の非常参集体制の整備

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、次の対策を推進する（動員配備体制については、本編第2章第1節「非常参集職員の活動」参照）。

(1) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(2) 消防機関及び消防団員についても各組織に定められた配備計画に基づき、組織及び機能の総力を挙げて災害応急対策に当たることができるようその体制を整備する。

(3) 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 町防災会議の設置

災害対策基本法第16条に基づき、町防災会議を設置し、地域特性及び地域の災害特性に対応した地域防災計画の策定及び修正を行い、その実施を推進する。

3 防災関係機関との連携体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 防災関係機関との協力体制の確保

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 防災中枢機能等の確保

本部となる町役場庁舎の災害に対する安全性の確保及び設備の充実等に努める。

なお、町役場庁舎が被災し、その機能が果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。

5 複合災害への備え

同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

6 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

7 NPO・NGO等との連携

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 町は、県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 町は、県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第5節 広域相互応援計画

総務課 消防課

町は、災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

1 相互応援協定の締結等

町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

協定名	協定締結先	応援内容	資料番号
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援	資料2-1
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品 その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等） カ 火葬場 (2) 人員の派遣 ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) その他 ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 イ ボランティアのあっせん ウ 児童・生徒の受け入れ エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条第1項に定める救助 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	資料2-2

災害時の医療救護に関する協定書	(一社)小諸北佐久医師会	医療救護に対する応援	資料2-4
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書	(一社)長野県測量設計業協会東信支部	(1) 公共施設の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流、その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計監理 (3) 前2号に掲げるもののほか、町が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務	資料2-6
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープながの	応急生活物資の供給	資料2-7
災害時における応急措置に関する協定書	御代田町管工事協会	災害時における応急措置への協力	資料2-8
災害時における応急措置に関する協定書	御代田町建設業協会	災害時における応急措置への協力	資料2-9
災害時における郵便局と御代田町の協力に関する協定書	日本郵便(株)御代田郵便局	災害時における郵便物の料金免除等	資料2-11
災害時における物資供給に関する協定書	(特非)コメリ災害対策センター	物資の供給	資料2-12
災害時における飲料水等の供給に関する協定書	サントリー ビバレッジ サービス(株)関東・信越営業本部	飲料水等の供給	資料2-13
災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ツルヤ	物資の供給	資料2-14
災害時におけるヘリポートの使用に関する協定書	ミネベア(株)	ヘリポートの使用	資料2-15
災害時におけるLPGガスに係る協力に関する協定書	長野LPG協会佐久支部、(一社)長野県LPGガス協会	LPGガスの供給及び保安の確保	資料2-16

災害時における飲料水の供給に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング(株)	飲料水等の供給	資料2-17
災害時における土地建物等の使用に関する協定書	中部電力(株)	土地建物等の使用	資料2-18
水道施設災害時における応急措置に関する協定書	応急措置協力者(水道施設関係)	水道施設復旧	資料2-19
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	(一社)長野県建築士会佐久支部	応急危険度判定等への協力	資料2-20
災害時における避難所等施設利用に関する協定書	佐久浅間農業協同組合	避難所等施設利用	資料2-21
災害時におけるケーブルテレビ放送の要請に関する協定書	(株)西軽井沢ケーブルテレビ	放送の要請	資料2-22
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	(一社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局の開設運用	資料2-23
御代田町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書	中部電力(株)電力ネットワークカンパニー	電力供給等の相互連携・協力	資料2-24

2 相互応援体制の整備

- (1) 締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 町は、相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。
- (4) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

3 その他町内企業及び団体等との協力体制の整備

町内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、町は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、町が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

4 広域活動拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域活動拠点の確保に努める。

地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

- (2) 選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルートの確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

総務課 保健福祉課 消防課

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

- (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、地域住民を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行

うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

- (1) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。備蓄医薬品については、品目・数量・使用期限等を隨時チェックし、必要に応じて充足する。また、近隣市町村への供給体制についてもあらかじめ整備を図る。
- (2) 医療機関等における医薬品等の備蓄を図る。

3 医療機関との連携

- (1) 救急指定病院である御代田中央記念病院と、被災者の治療等後方医療体制についてあらかじめ調整を行う。
- (2) 小諸北佐久医師会と、救護班の編成等災害時の医療救護協定に基づく医療救護活動についてあらかじめ調整を行う。
- (3) 医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動状況等災害時の医療情報が速やかに把握できるよう、情報収集・連絡体制を整備しておく。

4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院である長野厚生連佐久総合病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

〔関係機関〕

- (1) 日本赤十字社長野県支部、小諸北佐久医師会、国立・大学病院等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。
- (2) 長野厚生連佐久総合病院・国立大学法人信州大学医学部附属病院は、ドクターへリによる緊急搬送の協力体制について整備を行う。

5 消防及び医療機関との連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。

第7節 消防活動計画

総務課 消防課

大規模災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力の強化、活動体制の整備及び防火思想の普及徹底によって、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

1 消防体制の整備

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

- (1) 町消防団は、地域に密着した体制となっているが、今後も「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。
- (2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。
- (3) 消防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。
- (4) 消防団の役割と地域の実情に応じた消防団体制、分団編成等について検討していく。

2 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

3 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

4 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び地域住民の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

5 火災予防

- (1) 防火思想、知識の普及、火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各〔御代田防3〕

種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

- (2) 防火管理者制度の効果的な運用、消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

- (3) 危険物保有施設への指導、化学実験室等を有する学校、企業及び薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- ア 可燃物と酸化剤の混合による発火
- イ 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- ウ 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

6 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

7 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

8 消防訓練の充実

- (1) 消防団の年間訓練計画に基づいて実施し、消防ポンプの取扱方法、他分団との連携等について習熟する。
- (2) 各分団ごとに定期的に訓練を実施するとともに、隨時機械器具の点検を実施する。
- (3) 正副分団長会議又は各分団の会議等において、図上想定訓練を実施し、水利の確認、効率的な消防車及び人員の配置等の訓練を行う。
- (4) 御代田消防署及び地域住民と連携した訓練を実施し、大規模災害時に一体となって当該災害に対処できる体制の構築を図る。

9 住民が実施すべき対策

- (1) 住民は、災害発生時には、使用中のガスコンロ、ストーブ等火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することに心がけるとともに、当該器具の周囲に

可燃物を置かない、消火器・消火バケツの常備及び消火用水のくみ置きの実施等、日ごろから火災予防に努めるものとする。

- (2) 住民は、消火器、消火栓等の取扱い方法を習熟するよう努め、火災発生において初期消防活動が実施できるよう努めるものとする。

第8節 水防活動計画

総務課 建設水道課 消防課

災害時における土石流の発生及び堤防の決壊等に備え、治山、治水事業を推進するなど予防対策を講ずるとともに、水害が発生したときには、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、体制を整備する。

1 町の対策

的確な水防活動が実施できるよう次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄、補充のほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる資材業者等の資機材の在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備及び警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 必要に応じ他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (10) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (12) 水防機関の整備
- (13) 水防計画の策定
- (14) 水防協議会の設置
- (15) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (16) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

2 住民の対策

日ごろから河川や側溝の清掃を行い、土砂、ごみ、樹木等流れを妨げる障害物を取り除くよう努めるものとする。

第9節 要配慮者支援計画

総務課 保健福祉課 産業経済課
町民課 教育委員会

近年の高齢化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

さらに、本町は年間を通して観光客の流入も多いことから、町内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

1 避難行動要支援者対策

（1）避難行動要支援者支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

町が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援者及び支援機関等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援者は、要支援者の近隣に居住し、見守り、災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行うもの、又は日常的に見守り等の援助をするものをいう。

支援機関とは、佐久警察署、御代田消防署、社会福祉法人御代田町社会福祉協議会並びに該当する御代田町消防団、区長、民生児童委員をいう。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・65歳以上の者一人で構成する世帯に属している者
- ・75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者で要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）による区分が要介護1から5の者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に定める

別表第5号の規定による1級から4級の視覚障害、聴覚機能障害、肢体不自由及び体幹機能障害1級から3級に該当する者

- ・療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度の判定区分が重度に該当する者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による1級に該当する者
- ・障害福祉サービスを利用している難病患者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・同意の可否

エ 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた警察機関、消防機関、町社会福祉協議会、区長、民生児童委員等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(4) 要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行うよう努める。

(1) 指定避難所の整備

ア 町は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障害者や在宅要介護高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。その際、個人情報の保護に十分配慮する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

(7) 支援協力体制の整備

町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。

(1) 非常災害時の整備

町は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高める

ため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

ア 他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区等の住民組織との間で避難支援等に関する協定及び県内市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

ウ 要配慮者利用施設の管理者等は、一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

(6) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(7) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(8) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

〔要配慮者利用施設等〕

(1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び町の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び町の指導の下に、施設そのものの災害に対する安

全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び町の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、県及び町の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、県及び町の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

なお、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(6) 災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(7) 県、町及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 町は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 町は、観光関連事業者と連携して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 外国籍住民、外国人旅行者等の状況把握及び支援体制の整備

町内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町は、観光客、町内に居住する外国籍住民及び外国人旅行者に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民、外国人旅行者等の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(2) 町は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、区長等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(3) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について指定する。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

〔要配慮者利用施設の管理者〕

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、診療所に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第10節 緊急輸送計画

総務課 建設水道課 消防課

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両」という。）の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

1 緊急交通路確保計画

災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施する。

- (1) 町は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する（資料7-2参照）。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

- (2) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

- (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく。

- (1) 緊急輸送に必要なバス・トラック等の車両調達については、管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。
- (2) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設

を活用するための体制整備を図る。

- (3) 町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- (4) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。
- (5) ヘリコプターの活用については、本編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にする。

4 緊急通行車両の事前届出の確認

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。このため、一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておくものとする。

(1) 緊急通行車両の事前届出

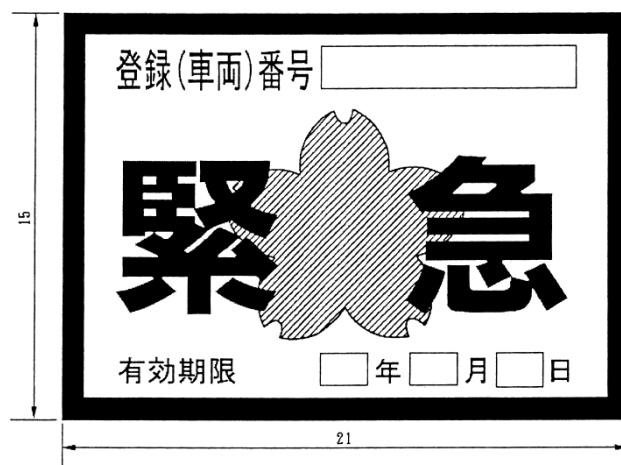
町が保有する車両（資料7-3参照）等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害発生後に緊急通行路が指定された際、地域振興局や警察署、検問所等において、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を

表示する部分を白色、地を銀色とする。

- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第11節 障害物の処理計画

産業経済課 建設水道課

災害発生時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木、土石流等による被災車両及び放置車両等の障害物により、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置をとるとともに、障害物除去体制について、関係機関と事前に協議をするなど、有事に備える。

1 障害物処理体制の整備

- (1) 各種施設の定期的な巡回点検を行い、町有施設については必要な補強、補修を行う。町有施設以外の施設については、必要に応じて所有者又は管理者に適切な措置を要請する。
- (2) 緊急交通路とされている町道・基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- (3) 障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておく。
- (4) 公共の広場、駐車場等排除物件の保管場所や、倒木等の処分場所などを確保しておく。
- (5) 建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- (6) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。